

平成23年2月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第6213号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年12月17日

判

決 (アイフル株式会社分)

原

告

同訴訟代理人弁護士

吉 浦 勝 正

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被

告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

福 田 吉 孝

同訴訟代理人支配人

末 藤 秀 幸

主

文

- 1 被告は、原告に対し、73万5444円及びうち72万3226円に対する平成18年1月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、継続的な金銭消費貸借取引に係る弁済金のうち利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生していると主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、その過払金の返還及び過払金の発生時から支払済みまでの民法704条前段所定の利息の支払を求める事案であ

る。

2 前提事実（争いがないか弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 被告は、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 被告は、原告に対し、平成9年9月8日から、利息制限法1条1項所定の制限利率を超える利息の約定で、別紙計算書の「借入金額」欄記載の各金員を「年月日」欄記載の各年月日に貸し付け、原告は、被告に対して、上記各貸付けに係る債務の返済として、同計算書の「弁済額」欄記載の各金員を「年月日」欄記載の各年月日に支払った（以下、この取引を「本件取引」という。）。

3 争点及び争点についての当事者の主張

(1) 被告は、民法704条の「悪意の受益者」か（争点1）

（原告の主張）

被告は、貸金業者であり、利息制限法所定の制限利率を超える利息の約定で貸付けをしていることを知りながら、貸付けを行い、原告から弁済を受けていたから、悪意の受益者である。

（被告の主張）

ア 民法704条の悪意の受益者か否かを判断するにあたり、被告が貸金業法17条の所定の事項を記載した書面（以下「17条書面」という。）及び同法18条の所定の事項を記載した書面（以下「18条書面」という。）を交付したことの立証は、原則として、当該顧客に関する具体的立証を要さず、被告の業務態勢についての一般的立証で足りるというべきである。しかるに、被告は、17条書面及び18条書面を交付する十分な態勢を常に整備し、貸金業法の施行から現在に至るまで、各消費者に対し、各取引ごとに上記各書面の交付を行っている。被告は、上記各書面の交付

について、その不備（違法）を理由とする行政処分を受けたことがない。

イ 業務態勢等

被告は、昭和63年ころより、リボルビング契約を導入したが、その取引開始時に作成される契約書（以下「基本契約書」という。）については、貸付利率など債務者ごとに異なる可変部分を除いては、統一書式を用いている。そして、被告は、全国に数百台のATM（現金自動預払機）を設置し、顧客がATMを利用してリボルビング契約に基づき個々の借入れを行った際には、17条書面としての利用明細書（以下「個別貸付時明細書」という。）が機械により交付される態勢を整えた。また、顧客がATMを利用して同契約に基づく債務の返済を行った際には、18条書面としての利用明細書（以下「返済時明細書」という。）が機械により交付される態勢を整えた。

ウ 基本契約書等の記載事項

被告が昭和63年11月1日から使用してきた基本契約書には、リボルビング契約の性質上、一義的に定めることが不可能な「貸付けの金額」、「返済期間及び返済回数」及び「各回の返済期日及び返済金額」について記載がされていなかった（ただし、貸付限度額の記載はある。）。

また、被告が使用してきた個別貸付時明細書については、個別貸付に先立って常に基本契約書が交付されており、変更がない項目を記載しなくても債務者に実質的な不利益がないことから、「貸付けの利率」、「賠償額の予定があるときはその内容」のほか、貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和58年大蔵省令第40号。以下「施行規則」という。）13条1項1号所定の事項のほとんどにつき記載を省略していた。もっとも、次回返済期日と次回返済金額は記載しており、平成14年8月以降は、さらに、「最終返済期限」、「残返済回数」、「各回の返済期日」、「各回元金支払予定額」を記載するようになった。そして、平成18年6月以降は、

基本契約書及び個別貸付時明細書に記載した期限の利益喪失条項に「利息制限法1条1項に規定する利率を超えない範囲内においてのみ効力を有する」旨の記載を加えた。

他方、被告が使用してきた返済時明細書においては、施行規則15条2項の規定に従い、契約番号を記載することで、「契約年月日」、「貸付けの金額」及び「契約の相手方の氏名及び住所」の記載が省略されていた。

エ 立法者の見解、裁判例の変遷等

昭和58年の貸金業法の施行以降、被告は、同法の趣旨を探り、あるいは監督庁の指示に従って業務を行っていた。当時の大蔵省銀行局長通達は、17条書面に関し、包括契約書と個別書面を合わせて複数の書面により補完することも許容していた。そして、みなし弁済に関する最初の最高裁判決である最高裁昭和62年（オ）第1531号平成2年1月22日第二小法廷判決・民集44巻1号332頁は、いわゆる緩和説を採用し、それまでの資金業者の実務を追認する形の判断をした。

その後、最高裁平成15年（オ）第386号同16年2月20日第二小法廷判決・民集58巻2号475号に至り、貸金業法43条1項の適用要件については厳格に解釈すべきものとの判断がなされることとなったが、その具体的な規準は示されなかった。そして、最高裁平成16年（受）第1518号同18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁は、厳格な立場を強め、18条書面の記載事項の一部省略を認める施行規則15条2項の規定の一部を無効とし、また、期限の利益喪失条項がある場合には特段の事情がない限り支払の任意性を否定する旨の判断をしたものであるが、この判断は、従来の解釈を根本から覆す内容であった。

他方、リボルビング契約については、基本契約書において「返済期間及び返済回数」や「各回の返済期日及び返済金額」を一義的に定めることが不可能であることを考慮してこれらの事項の記載を不要とした裁判例や、

これらの事項の記載が不十分な基本契約書についても債務者に実質的な不利益が及ばないことを考慮して17条書面と認めた裁判例が存在していた。そして、この問題について判断した最高裁平成17年（受）第560号同17年12月15日第一小法廷判決・民集第59巻10号2899頁（以下「平成17年12月判決」という。）も、17条書面の記載要件に関し、確定的な記載が不可能な事項について、当該事項に準じた事項を記載すれば、当該事項を記載したものと解すべき旨の判断を示し、契約の性質に応じた解釈の余地を残した。

以上によれば、被告が本件取引当時に使用していた基本契約書、個別貸付時明細書及び返済時明細書が、17条書面又は18条書面としての要件を満たしており、これを交付することによりみなし弁済が成立すると認識していたことにつき、やむを得ないといえる「特段の事情」が存在するから、被告は悪意の受益者に該当しないというべきである。

オ 返還義務の範囲

被告は、民法703条に基づき、現存利益の限度で利得を返還する義務を負うところ、被告が収受した利息のうち法人税として納付した部分（過払元本の45％に相当する額）は被告に利益が現存していないことから、被告は同部分について返還義務を免れることになる。

(2) 民法704条前段所定の利息の発生時期（争点2）

（原告の主張）

貸金業者の不当利得が過払金が生じた時に発生する以上、民法704条前段所定の利息も過払金の発生時から発生する。

（被告の主張）

基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引において、悪意の受益者が「受けた利益」とは、過払金返還債務を意味し、これが具体的に確定し、悪意の受益者の利益が確定するのは、後の貸付けの充当が行われないことが確

定した取引終了日である。したがって、民法704条前段所定の利息は本件取引終了日の翌日から発生する。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（被告は、民法704条の「悪意の受益者」か）について

(1) 金銭を目的とする消費貸借において利息制限法1条1項所定の制限利率を超過する利息の契約は、その超過部分につき無効であって、この理は、貸金業者についても同様であるところ、貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができるのとされているにとどまる。このような法の趣旨からすれば、貸金業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁平成17年（受）第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

(2) 証拠（乙5の1, 2, 乙6）によれば、本件取引の返済方式は、いわゆるリボルビング方式の一つ（ハイバランスリボルビング返済）であり、具体的には、①元金の返済については借入後の残高に応じて5000円以上、1万円以上又は借入後残高の2%以上を支払うこと、②利息については、支払期日ごとに、残元金に約定利率を乗じた額を365日で割り各回の利用日数を乗じて算定された額を支払うこと、③最終支払期限は、当初借入日又は追加

借入れをした場合はその日から5年以内とすること、④支払期日は、サイクル制とされ、契約成立と同時に借入れをした場合又は借入残高がない状態で借入れをした場合は借入日から32日以内、それ以外の場合は前回入金日の翌日から起算して31日以内、利息の入金額が不足した場合はその不足した金額に相当する日数分早めた日とすることが定められている。

したがって、本件取引においては、個々の貸付けについての「返済期間及び返済回数」や各回の「返済金額」（以下、「返済期間及び返済回数」と各回の「返済金額」を併せて「返済期間、返済金額等」という。）を予め確定的に定めることはできないし、残元利金についての返済期間、返済金額等は、今後、追加借入れをするかどうか、返済期日に幾ら返済するかによって変動することになり、被告が、個々の貸付けの際に、当該貸付けやその時点での残元利金について、確定的な返済期間、返済金額等を17条書面に記載して原告に交付することは不可能であったといわざるを得ない。

しかし、そうであるからといって、被告が、返済期間、返済金額等を17条書面に記載すべき義務を免れるものではなく、「個々の貸付けの時点での残元利金について、最低返済額及び経過利息を約定の返済期日に返済する場合の返済期間、返済金額等」を17条書面に記載することは可能であるから、被告は、これを確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずるものとして、17条書面として交付する書面に記載すべき義務があったというべきである（平成17年12月判決参照）。

しかるに、本件取引の貸付けが行われた期間（最終の貸付けは平成14年4月23日）において被告が使用していた基本契約書や個別貸付時明細書にそのような記載があることを認めるに足る証拠はないから、それらは17条書面としての要件を満たしていたとは認められず、貸金業法43条1項の規定の適用要件を欠くというべきである。

(3) ところで、17条書面の記載要件は、法令の明文の規定の解釈問題であり、

本来、貸金業者は、その正しい解釈に基づいて行動すべきものであるから、現在からみれば誤った解釈に基づいて行動していた場合に、それをやむを得ないとするには、少なくとも、被告の主張と一致する解釈が通説とされていて、これと異なる解釈をすることを期待することができなかったというような事情が必要と解すべきである。しかしながら、本件取引の貸付けが行われていた期間中において、被告の主張に一致する解釈（個別貸付時明細書に次回返済期日と次回返済金額の記載をすれば足りるというもの）が通説とされていてこれと異なる解釈をすることを期待することができなかったというような事情が存在したことを認めるに足りる証拠はなく、平成17年12月判決が顕れる以前においては、上記の点について判断した下級審の裁判例の見解が分かれていたことは当裁判所に顕著である。

そうすると、仮に、被告が、基本契約書及び本件取引におけるすべての貸付けに関する個別貸付時明細書を原告に対して交付していたとしても、被告が、本件取引について、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めることはできない。

上記と異なる被告の主張は採用することができない。

- (4) 以上のとおりであるから、17条書面及び18条書面の交付の有無、18条書面の記載要件の充足性など、その余の点を検討するまでもなく、本件取引において貸金業法43条1項の適用を認めることができないことはもとより、被告が、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めることもできないから、被告は、民法704条の悪意の受益者にあたるというべきである。なお、被告は、被告が法人税として納付した部分について返還義務を免れると主張するが、この主張は被告が悪意の受益者にあたらないことを前提とするものであるから、採用することができない。

2 争点2（民法704条前段所定の利息の発生時期）について

過払金充当合意を含む基本契約に基づく金銭消費貸借の借主が利息制限法所定の制限利率を超える利息の支払を継続したことにより過払金が発生した場合においても、悪意の受益者である貸主は、過払金発生時から民法704条前段所定の利息を支払わなければならない（最高裁平成21年（受）第1192号同年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事第231号477頁参照）。

上記と異なる被告の主張は採用することができない。

- 3 以上を前提とし、本件取引について、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を貸付金の元本に充当することにより発生した過払金及び過払利息をその後の貸付けに係る借入金債務に充当すると、別紙計算書のとおり、平成18年1月17日の時点で、過払金72万3226円及び過払利息1万2218円（合計73万5444円）が発生しているものと認められる。

第4 結論

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、仮執行免脱宣言は相当でないからこれを付さないこととし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第5部

裁判官

谷 口

豊

法定金利計算書1

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: [REDACTED]

過払利率 5%

会員番号: [REDACTED]

貸金業者: アイフル

作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H9. 9. 8	50,000		0.2				50,000		
2	H9. 10. 7		6,200	0.2	29	794	0	44,594	0	0
3	H9. 11. 2		6,000	0.2	26	635	0	39,229	0	0
4	H9. 11. 2	10,000		0.2	0	0	0	49,229	0	0
5	H9. 11. 30		6,126	0.2	28	755	0	43,858	0	0
6	H10. 1. 4		6,260	0.2	35	841	0	38,439	0	0
7	H10. 1. 4	10,000		0.2	0	0	0	48,439	0	0
8	H10. 2. 5		10,000	0.2	32	849	0	39,288	0	0
9	H10. 2. 5	8,000		0.2	0	0	0	47,288	0	0
10	H10. 3. 8		6,227	0.2	31	803	0	41,864	0	0
11	H10. 3. 8	5,000		0.2	0	0	0	46,864	0	0
12	H10. 4. 7		6,185	0.2	30	770	0	41,449	0	0
13	H10. 4. 7	5,000		0.2	0	0	0	46,449	0	0
14	H10. 5. 5		6,900	0.2	28	712	0	40,261	0	0
15	H10. 5. 5	6,000		0.2	0	0	0	46,261	0	0
16	H10. 6. 5		6,230	0.2	31	785	0	40,816	0	0
17	H10. 6. 5	5,000		0.2	0	0	0	45,816	0	0
18	H10. 7. 5		10,000	0.2	30	753	0	36,569	0	0
19	H10. 7. 5	30,000		0.2	0	0	0	66,569	0	0
20	H10. 7. 5	30,000		0.2	0	0	0	96,569	0	0
21	H10. 8. 5		7,543	0.2	31	1,640	0	90,666	0	0
22	H10. 8. 5	75,000		0.18	0	0	0	165,666	0	0
23	H10. 8. 7	66,000		0.18	2	163	163	231,666	0	0
24	H10. 8. 9	30,000		0.18	2	228	391	261,666	0	0
25	H10. 8. 28	30,000		0.18	19	2,451	2,842	291,666	0	0
26	H10. 8. 28		14,863	0.18	0	0	0	279,645	0	0
27	H10. 8. 28	10,000		0.18	0	0	0	289,645	0	0
28	H10. 8. 29	3,000		0.18	1	142	142	292,645	0	0
29	H10. 9. 25		16,719	0.18	27	3,896	0	279,964	0	0
30	H10. 9. 25	10,000		0.18	0	0	0	289,964	0	0
31	H10. 10. 19		20,000	0.18	24	3,431	0	273,395	0	0
32	H10. 11. 19		17,077	0.18	31	4,179	0	260,497	0	0
33	H10. 12. 18		16,389	0.18	29	3,725	0	247,833	0	0
34	H11. 1. 18		16,581	0.18	31	3,788	0	235,040	0	0
35	H11. 2. 18		16,333	0.18	31	3,593	0	222,300	0	0
36	H11. 3. 22		16,281	0.18	32	3,508	0	209,527	0	0
37	H11. 4. 22		15,837	0.18	31	3,203	0	196,893	0	0
38	H11. 5. 23		16,000	0.18	31	3,010	0	183,903	0	0
39	H11. 6. 22		15,000	0.18	30	2,720	0	171,623	0	0
40	H11. 6. 22	40,000		0.18	0	0	0	211,623	0	0
41	H11. 6. 22	24,000		0.18	0	0	0	235,623	0	0
42	H11. 6. 27	25,000		0.18	5	580	580	260,623	0	0
43	H11. 7. 12	5,000		0.18	15	1,927	2,507	265,623	0	0
44	H11. 7. 23		17,237	0.18	11	1,440	0	252,333	0	0
45	H11. 7. 23	10,000		0.18	0	0	0	262,333	0	0
46	H11. 8. 16		5,881	0.18	24	3,104	0	259,556	0	0
47	H11. 8. 16	201,000	0	0.18	0	0	0	460,556	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	H11. 8. 17		194,919	0.18	1	227	0	265,864	0	0
49	H11. 8. 23	30,000		0.18	6	786	786	295,864	0	0
50	H11. 8. 28	50,000		0.18	5	729	1,515	345,864	0	0
51	H11. 8. 29	33,000		0.18	1	170	1,685	378,864	0	0
52	H11. 9. 4	30,000		0.18	6	1,121	2,806	408,864	0	0
53	H11. 9. 5	25,000		0.18	1	201	3,007	433,864	0	0
54	H11. 9. 14		18,890	0.18	9	1,925	0	419,906	0	0
55	H11. 9. 26	16,000		0.18	12	2,484	2,484	435,906	0	0
56	H11. 9. 30	20,000		0.18	4	859	3,343	455,906	0	0
57	H11. 10. 15		21,976	0.18	15	3,372	0	440,645	0	0
58	H11. 10. 29	10,000		0.18	14	3,042	3,042	450,645	0	0
59	H11. 11. 15		22,275	0.18	17	3,778	0	435,190	0	0
60	H11. 11. 15	10,000		0.18	0	0	0	445,190	0	0
61	H11. 12. 15		21,987	0.18	30	6,586	0	429,789	0	0
62	H11. 12. 27	10,000		0.18	12	2,543	2,543	439,789	0	0
63	H12. 1. 14		21,891	0.18	18	3,895	0	424,336	0	0
64	H12. 1. 14	10,000		0.18	0	0	0	434,336	0	0
65	H12. 2. 15		22,932	0.18	32	6,835	0	418,239	0	0
66	H12. 2. 15	10,000		0.18	0	0	0	428,239	0	0
67	H12. 3. 16		20,000	0.18	30	6,318	0	414,557	0	0
68	H12. 3. 30	8,000		0.18	14	2,854	2,854	422,557	0	0
69	H12. 4. 17		22,696	0.18	18	3,740	0	406,455	0	0
70	H12. 4. 17	10,000		0.18	0	0	0	416,455	0	0
71	H12. 5. 17		22,000	0.18	30	6,144	0	400,599	0	0
72	H12. 5. 17	10,000		0.18	0	0	0	410,599	0	0
73	H12. 6. 19		23,185	0.18	33	6,663	0	394,077	0	0
74	H12. 6. 19	10,000		0.18	0	0	0	404,077	0	0
75	H12. 7. 19		21,986	0.18	30	5,961	0	388,052	0	0
76	H12. 7. 19	10,000		0.18	0	0	0	398,052	0	0
77	H12. 8. 8		17,991	0.18	20	3,915	0	383,976	0	0
78	H12. 8. 8	10,000		0.18	0	0	0	393,976	0	0
79	H12. 9. 8		22,386	0.18	31	6,006	0	377,596	0	0
80	H12. 9. 8	10,000		0.18	0	0	0	387,596	0	0
81	H12. 10. 10		23,400	0.18	32	6,099	0	370,295	0	0
82	H12. 10. 10	11,000		0.18	0	0	0	381,295	0	0
83	H12. 11. 13		6,000	0.18	34	6,375	375	381,295	0	0
84	H12. 11. 16		18,794	0.18	3	562	0	363,438	0	0
85	H12. 11. 18	10,000		0.18	2	357	357	373,438	0	0
86	H12. 12. 18		22,779	0.18	30	5,509	0	356,525	0	0
87	H12. 12. 18	10,000		0.18	0	0	0	366,525	0	0
88	H13. 1. 18		22,396	0.18	31	5,596	0	349,725	0	0
89	H13. 1. 18	10,000		0.18	0	0	0	359,725	0	0
90	H13. 2. 7		17,997	0.18	20	3,547	0	345,275	0	0
91	H13. 2. 7	10,000		0.18	0	0	0	355,275	0	0
92	H13. 3. 12		23,195	0.18	33	5,781	0	337,861	0	0
93	H13. 3. 12	10,000		0.18	0	0	0	347,861	0	0
94	H13. 4. 10		21,596	0.18	29	4,974	0	331,239	0	0
95	H13. 4. 10	10,000		0.18	0	0	0	341,239	0	0
96	H13. 5. 11		22,400	0.18	31	5,216	0	324,055	0	0
97	H13. 5. 11	10,000		0.18	0	0	0	334,055	0	0
98	H13. 6. 10		12,000	0.18	30	4,942	0	326,997	0	0
99	H13. 6. 10		10,000	0.18	0	0	0	316,997	0	0
100	H13. 6. 22	10,000		0.18	12	1,875	1,875	326,997	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
101	H13. 7. 11		22,300	0.18	19	3,063	0	309,635	0	0
102	H13. 7. 25	10,000		0.18	14	2,137	2,137	319,635	0	0
103	H13. 8. 13		23,083	0.18	19	2,994	0	301,683	0	0
104	H13. 8. 13	10,000		0.18	0	0	0	311,683	0	0
105	H13. 9. 13		22,395	0.18	31	4,764	0	294,052	0	0
106	H13. 9. 13	10,000		0.18	0	0	0	304,052	0	0
107	H13. 10. 14		22,395	0.18	31	4,648	0	286,305	0	0
108	H13. 11. 9	10,000		0.18	26	3,670	3,670	296,305	0	0
109	H13. 11. 14		22,187	0.18	5	730	0	278,518	0	0
110	H13. 11. 14	10,000		0.18	0	0	0	288,518	0	0
111	H13. 12. 13		21,596	0.18	29	4,126	0	271,048	0	0
112	H13. 12. 13	10,000		0.18	0	0	0	281,048	0	0
113	H14. 1. 13		22,395	0.18	31	4,296	0	262,949	0	0
114	H14. 1. 13	10,000		0.18	0	0	0	272,949	0	0
115	H14. 2. 13		22,395	0.18	31	4,172	0	254,726	0	0
116	H14. 2. 13	10,000		0.18	0	0	0	264,726	0	0
117	H14. 3. 19		23,595	0.18	34	4,438	0	245,569	0	0
118	H14. 3. 19	10,000		0.18	0	0	0	255,569	0	0
119	H14. 4. 23		23,995	0.18	35	4,411	0	235,985	0	0
120	H14. 4. 23	10,000		0.18	0	0	0	245,985	0	0
121	H14. 6. 5		27,194	0.18	43	5,216	0	224,007	0	0
122	H14. 7. 11		4,000	0.18	36	3,976	0	223,983	0	0
123	H14. 7. 16		12,066	0.18	5	552	0	212,469	0	0
124	H14. 8. 16		22,147	0.18	31	3,248	0	193,570	0	0
125	H14. 9. 18		13,000	0.18	33	3,150	0	183,720	0	0
126	H14. 10. 22		23,041	0.18	34	3,080	0	163,759	0	0
127	H14. 11. 25		13,000	0.18	34	2,745	0	153,504	0	0
128	H14. 12. 27		13,000	0.18	32	2,422	0	142,926	0	0
129	H15. 1. 28		12,000	0.18	32	2,255	0	133,181	0	0
130	H15. 2. 28		11,612	0.18	31	2,036	0	123,605	0	0
131	H15. 3. 29		10,870	0.18	29	1,767	0	114,502	0	0
132	H15. 4. 30		12,000	0.18	32	1,806	0	104,308	0	0
133	H15. 6. 2		12,400	0.18	33	1,697	0	93,605	0	0
134	H15. 7. 3		12,000	0.18	31	1,431	0	83,036	0	0
135	H15. 8. 5		12,350	0.18	33	1,351	0	72,037	0	0
136	H15. 9. 8		12,800	0.18	34	1,207	0	60,444	0	0
137	H15. 10. 11		12,347	0.18	33	983	0	49,080	0	0
138	H15. 11. 12		12,000	0.18	32	774	0	37,854	0	0
139	H15. 12. 15		12,350	0.18	33	616	0	26,120	0	0
140	H16. 1. 16		12,000	0.18	32	411	0	14,531	0	0
141	H16. 2. 16		12,000	0.18	31	221	0	2,752	0	0
142	H16. 3. 19		12,000	0.18	32	43	0	-9,205	0	0
143	H16. 4. 20		12,000	0.18	32	0	0	-21,205	-40	-40
144	H16. 5. 24		13,000	0.18	34	0	0	-34,205	-98	-138
145	H16. 6. 29		14,000	0.18	36	0	0	-48,205	-168	-306
146	H16. 8. 1		12,000	0.18	33	0	0	-60,205	-217	-523
147	H16. 8. 1		1,000	0.18	0	0	0	-61,205	0	-523
148	H16. 9. 2		12,000	0.18	32	0	0	-73,205	-267	-790
149	H16. 10. 6		13,000	0.18	34	0	0	-86,205	-340	-1,130
150	H16. 11. 10		13,026	0.18	35	0	0	-99,231	-412	-1,542
151	H16. 12. 20		15,000	0.18	40	0	0	-114,231	-542	-2,084
152	H17. 1. 22		13,000	0.18	33	0	0	-127,231	-515	-2,599
153	H17. 2. 23		12,000	0.18	32	0	0	-139,231	-557	-3,156

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
154	H17.3.29		13,000	0.18	34	0	0	-152,231	-648	-3,804
155	H17.5.6		14,102	0.18	38	0	0	-166,333	-792	-4,596
156	H17.6.6		12,000	0.18	31	0	0	-178,333	-706	-5,302
157	H17.7.4		11,000	0.18	28	0	0	-189,333	-684	-5,986
158	H17.8.5		15,000	0.18	32	0	0	-204,333	-829	-6,815
159	H17.9.7		20,000	0.18	33	0	0	-224,333	-923	-7,738
160	H17.10.11		15,000	0.18	34	0	0	-239,333	-1,044	-8,782
161	H17.11.14		15,000	0.18	34	0	0	-254,333	-1,114	-9,896
162	H17.12.16		21,425	0.18	32	0	0	-275,758	-1,114	-11,010
163	H18.1.17		447,468	0.18	32	0	0	-723,226	-1,208	-12,218
164				0.18	0	0	0	0	0	0
165				0.18	0	0	0	0	0	0
166				0.18	0	0	0	0	0	0
167				0.18	0	0	0	0	0	0
168				0.18	0	0	0	0	0	0
169				0.18	0	0	0	0	0	0
170				0.18	0	0	0	0	0	0
171				0.18	0	0	0	0	0	0
172				0.18	0	0	0	0	0	0
173				0.18	0	0	0	0	0	0
174				0.18	0	0	0	0	0	0
175				0.18	0	0	0	0	0	0
176				0.18	0	0	0	0	0	0
177				0.18	0	0	0	0	0	0
178				0.18	0	0	0	0	0	0
179				0.18	0	0	0	0	0	0
180				0.18	0	0	0	0	0	0
181				0.18	0	0	0	0	0	0
182				0.18	0	0	0	0	0	0
183				0.18	0	0	0	0	0	0
184				0.18	0	0	0	0	0	0
185				0.18	0	0	0	0	0	0
186				0.18	0	0	0	0	0	0
187				0.18	0	0	0	0	0	0
188				0.18	0	0	0	0	0	0
189				0.18	0	0	0	0	0	0
190				0.18	0	0	0	0	0	0
191				0.18	0	0	0	0	0	0
192				0.18	0	0	0	0	0	0
193				0.18	0	0	0	0	0	0
194				0.18	0	0	0	0	0	0
195				0.18	0	0	0	0	0	0
196				0.18	0	0	0	0	0	0
197				0.18	0	0	0	0	0	0
198				0.18	0	0	0	0	0	0
199				0.18	0	0	0	0	0	0
200				0.18	0	0	0	0	0	0
201				0.18	0	0	0	0	0	0
202				0.18	0	0	0	0	0	0
203				0.18	0	0	0	0	0	0
204				0.18	0	0	0	0	0	0
205				0.18	0	0	0	0	0	0
206				0.18	0	0	0	0	0	0

これは正本である。

平成23年 2 月15 日

名古屋地方裁判所民事第5部

裁判所書記官 坂 下 る み

